

長野市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成28年4月14日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	近藤満里
同	小林治晴

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成25年度 包括外部監査 分

指摘事項	当初措置状況 (26年度)	平成27年度の措置状況	担当課
<p>Ⅲ 未収金等 3. 保育所保育料 (監査の結果等) ア 督促状を発付した場合の督促手数料及び延滞金の徴収について検討改善されたい。【指摘】 (報告書172ページ)</p>	<p>保育料は、市税以外の諸収入金としての位置づけになる。保育料が滞納となった場合には督促状が発付され、要領等に基づいて手続きが進められる。この督促状には督促手数料が付され、納入期日経過後完納となるまでの期間に対応する延滞金が課されなければならない。その法的根拠は、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例第4条において、督促状又は納付命令書を発した場合には、督促手数料を徴収する。督促手数料は、督促状又は 納付命令書1通につき100円とする。と定められている。さらに第5条では、納期限後に納付される場合においては、当該市税外収入金の金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。と定められており、督促手数料及び延滞金を徴収しないことは本条例に違反していることとなる。督促手数料及び延滞金について徴収しない理由について確認したところ、保育自体が「支援」との考え方に立脚しているためとの回答であった。 平成25年9月20日実施の「保育料等に関する調査表」の提示を受けたが、この資料によると、回答のあった中核市39市において、督促手数料を徴収しているとした市の数は9市、徴収することを検討中が4市、それ以外は検討無との回答であり、長野市も検討なしと回答している。 しかしながら、市の条例において督促手数料及び延滞金について定められている以上、これを無視することはできない。よって、督促状を発付した場合の督促手数料について徴収の方向で検討改善されたい。加えて、督促事由発生後、完納されるまでの延滞金についても同時に検討改善されたい。</p>	<p>督促手数料及び延滞金の徴収については、保育が福祉的なサービスとの考えで、これまで徴収してきていなかったこと、また、中核市等の他都市においても徴収していない都市が多いことから、徴収していなかったが、期限どおりに納付する者との公平性を確保する観点から、平成27年度から本格施行される子ども・子育て支援新制度に併せて徴収することとしたい。</p>	<p>平成27年度から徴収することとした。 保育・幼稚園課</p>
<p>6. し尿処理手数料 ア し尿処理手数料の滞納者に対するし尿処理記録簿の整備を図られたい。【意見】 (報告書207ページ～208ページ)</p>	<p>実施した監査の結果等に記載したケースは、納期が4期(10月末日)の手数料について口座振替が出来なかったことにより、改めて11月20日期限の納期を定めた納付書を送付したものである。しかしながら、納付が確認されなかったことで、納付期日経過後約5ヶ月で催告状の送付記録となっているが、督促状の発付記録の記載はなかった。 よって、し尿処理手数料が納期限に納付されなかった時点からの記録を明確に記すべきであり、特に督促状の発付日は重要事項であるので明確に記載するよう整備されたい。</p>	<p>督促状については、条例に基づき期別に定めた年間スケジュールにより漏れなく発付している。また、発付記録については、数量的に手作業での記載(月400通)が困難であることから、一括して発付データを記録簿に反映できるよう現行のし尿処理システムを改修(26年4月～6月)し記載することで改善を図る。</p>	<p>システム改修を行い、平成26年7月以降は、発付日が自動記載となるように改善した。 生活環境課</p>
<p>12.児童手当返還金 ア 督促手数料、延滞金について条例に基づいた運用がされていない。【指摘】 (報告書250ページ)</p>	<p>児童手当返還金は非強制徴収公債権であり、地方自治法第231条の3第1項に該当する。「市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例」において地方自治法第231条の3第1項の歳入について別の法令又は条例に定めがある場合を除き、督促手数料及び延滞金を徴収することを規定している。 本児童手当返還金については特段の定めがされておらず督促手数料及び延滞金は徴収することになると判断される。従って条例や規定で特に定めがないまま督促手数料や延滞金を徴収しない状態を継続することは望ましくないと考える。制度上督促手数料、延滞金の免除や減免が必要な場合は条例や規定を実情に合わせ整備し適切な督促手数料、延滞金の管理を実施すべきである。</p>	<p>督促手数料、延滞金を徴収していなかったことについては、法律の解釈を誤っており認識不足が原因であった。 現在、児童手当は専用のシステムで支給しているため、今後の督促手数料及び延滞金の徴収については、平成27年度に現行のシステム改修を行い、導入していく予定である。</p>	<p>システム改修費用を見積もったところ、システムはパッケージソフトであるため、改修には多額の費用がかかることが判明し、財政措置が困難となったことから、Excelを活用し、個別の債権に対する計算を行うことで改善を図った。 子育て支援課</p>
<p>12.児童手当返還金 イ 必要な未納者の記録を漏れなく保管管理されたい。【意見】 (報告書250ページ)</p>	<p>未収金の管理は児童手当債権納入計画・管理表により行われている。24年度末の未収金19件のうち8件について経過の記載がないものがある。経過の記載されている記録や書類は今後の督促の実施方法の決定、未納者との交渉及び不納欠損処理等に必要不可欠であり、保管の必要がある。</p>	<p>24年度末の未収債権の中で、経過の記載がなかったものがあったことについては、引継ぎ漏れによるデータの消失が原因であると考えられる。 今後は、データを所属の共有フォルダに保存することで明確にし、漏れなく引継ぎをしていくことで改善を図る。 なお、経過の記載がなかったものについても、経過の再確認を行い、時効が確認できたため、25年度末に全て不納欠損処理を行った。</p>	<p>平成26年7月には、データを所属の共有フォルダに保存し、漏れなく引継ぎができるよう改善を図った。 子育て支援課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成25年度 包括外部監査 分

指摘事項		当初措置状況 (26年度)	平成27年度の措置状況	担当課
12.児童手当返還金 ウ 支払い能力のある滞納者の徴収を徹底されたい。 【意見】 (報告書250ページ)	24年度末の未収金残高の内、2件は所得制限額を超えたため過払い金となった受給者であり、また1件は公務員、1件は配偶者が公務員であり支払い能力があると考えられる。納入指導等経過表の記録から納入通知を毎年送付しているが、それ以上の回収手続は確認できなかった。公平性の点から時効成立前に時効の中断及び回収を徹底すべきである。	滞納者の徴収事務が不徹底だったことは、児童手当に係る業務量が多く、支給事務を優先したことから、納入通知書の送付以上の回収手続をすることができなかったことが原因であった。 26年度からは、夜間に電話や訪問催告等を継続的に行うとともに、分納誓約(債務承認)を書面にて提出してもらい、時効の中断をしながら、積極的に回収することで改善を図る。	時間帯を変えた継続的な電話連絡や納入通知を送ることにより、26年度以降は4件の完納を確認できた。 しかし、他の滞納者の多くは県外におり、連絡も取れないため、納入通知を送るだけにとどまってしまう、27年度末で消滅時効となるものが3件あり、不納欠損処理を行う。	子育て支援課
13.児童扶養手当返還金 イ 督促手数料、延滞金について条例に基づいた運用がされていない。【指摘】 (報告書258ページ)	児童扶養手当返還金は非強制徴収公債権であり、地方自治法第231条の3第1項に該当する。「市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例」において地方自治法第231条の3第1項の歳入について別の法令又は条例に定めがある場合を除き、督促手数料及び延滞金を徴収することを規定している。 本児童扶養手当返還金については特段の定めがされておらず督促手数料及び延滞金は徴収することになると判断される。従って、条例や規定で特に定めがないまま督促手数料や延滞金を徴収しない状態を継続することは望ましくないと考える。制度上督促手数料、延滞金の免除や減免が必要な場合は条例や規定を実情に合せ整備し適切な督促手数料、延滞金の管理を実施すべきである。	督促手数料、延滞金について条例に基づいた運用がされていないことについては、県から当市に移行時に督促手数料、延滞金を徴収していなかったこと及び近隣の自治体でも徴収していないため、回収出来ないと解釈を誤っていたことが原因であった。 現在、児童扶養手当は専用のシステムで支給しているため、今後の督促手数料及び延滞金の徴収については、平成27年度に現行のシステム改修を行い、導入していく予定である。	システム改修費用を見積もったところ、システムはパッケージソフトであるため、改修には多額の費用がかかることが判明し、財政措置が困難となったことから、Excelを活用し、個別の債権に対する計算を行うことで改善を図った。	子育て支援課
14.母子寡婦福祉資金貸付金 ウ 一部納付があった場合の充当ルール 【意見】 (報告書272ページ)	一部納付があった場合の債権の回収の充当は、納付書に基づいて債権の消し込みがされるため、古い債権が消しこまれずに債権として残る場合がある。時効管理や納付者の違約金負担の観点から、納付者と合意のもと、古い未収金から充当することを検討すべきである。	納入金の消し込みについては、ザイムズ会計処理をもとに入金日に処理していたことが原因であった。 平成26年度からは未納状況を再確認し、納付者には古い未収金に充当する確認の連絡を取ってから、消し込み処理を行うことで改善を図る。	未集金の充当処理については、平成27年4月からは、古い未収金から消し込み処理を行い改善を図った。	子育て支援課
14.母子寡婦福祉資金貸付金 エ 期限の利益喪失条項について【意見】 (報告書272ページ)	母子及び寡婦福祉法施行令第16条の一時償還の手続きについては、事例がなく整備されていないので、期限の利益喪失条項について整備されたい。 長野市母子及び寡婦福祉資金の貸付に係る借用書には返済が滞った場合の特約条項は定めていない。例えば「多摩市私債権等管理条例施行規則」では「償還金の支払いを継続して怠ったとき」は期限の利益を喪失させることができる旨の規定がある。現在、償還金の支払いが滞った場合でも、定められた償還期限が到来毎に債権の回収手続を行っている。例えば月賦払いの場合は6ヶ月(6回)以上支払いを怠った場合は、期限の利益を喪失できる規定を借用書特約条項、長野市母子及び寡婦福祉資金貸付規則、私債権管理条例等で定めることを検討すべきである。	一時償還手続きについては、長野市母子及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要領に規定されていたが、認識の誤りで実施していなかったことから、平成26年度から取扱要領の規定による運用について検討するとともに通知文にも記載して改善を図る。	平成27年4月から、政令第16条及び事務取扱要領の規定に基づき、一時償還の請求を行い改善を図った。	子育て支援課
17.後期高齢者医療保険料 ア 納付誓約書の事務について【意見】 (報告書297ページ)	納付誓約書の書式については、長野市保健福祉部高齢者福祉課で定められている。しかし、書式については、生活部国民健康保険課で作成される納付誓約書と差異が見られる。国民健康保険料の「国民健康保険料債務の承認及び納付誓約書」では、債務の承認と履行しない場合の財産の差押等が明示されている。未収金の発生防止と回収に資するため未納付の保険料債務を承認し、時効の中断についての扱いを明示する点と、誓約を履行しない場合、財産の差押・公売を受けても異議ない旨を誓約書に明示して、国民健康保険料の債権管理と統一した運用ができるよう検討されたい。 分割納付の申し出がある滞納者に対しては、これまで通り納付誓約書を受領して分納に応じる一方で、折衝機会のない滞納者に対しても2年間の消滅時効が完成する前に積極的に折衝する必要がある。	後期高齢者医療保険の保険者は長野県後期高齢者医療広域連合であることから、同広域連合の取扱いに沿った上で、他の構成市町村と整合をとった対応が必要となる。 そのため、市独自で国民健康保険料の取扱いに準じた運用が可能かどうか検討するとともに、保険者である同広域連合に対し構成市町村間において統一した取扱いが行われるよう指導・調整を求める。	国民健康保険課の納付誓約書を参考に納付誓約書を変更した。その中で、債務の承認と履行しない場合の財産の差押等を明示した。	高齢者福祉課

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成25年度 包括外部監査 分

指摘事項	当初措置状況 (26年度)	平成27年度の措置状況	担当課	
<p>17・後期高齢者医療保険料 イ マニュアル等を整備して効率的債権管理をされたい。【意見】 (報告書297ページ～298ページ)</p>	<p>「後期高齢者医療保険料の滞納整理基本方針」では1滞納処分の原則、2滞納整理の具体的な方針、3差押処分の基準が定められている。しかし、それぞれの具体的な取扱要領は定められていないケースがある。例えば、「国民健康保険料収納業務基本方針」では短期被保険証等の活用については「長野市国民健康保険短期有効期限被保険者証交付事務取扱要領」、「長野市国民健康保険短期有効期限被保険者証交付基準」が定められており滞納整理基本方針と整合して定められている。また「長野市国民健康保険滞納者対策事務処理要領」、「長野市国民健康保険滞納対策運用内規」で具体的な運用基準が定められている。これら要領等を取り入れ滞納整理では(1)納付督促、(2)短期被保険者証等の活用、(3)滞納処分について具体的に定められている。また滞納金額の区分により個別の管理が詳細に決められ年度収納業務事業計画により債権管理が運用されている。後期高齢者医療保険料の管理については、国民健康保険料のように差押、執行停止等の取扱要領がない。結果として財産調査や差押処分の事例がないと判断される。長野市では後期高齢者医療保険について担当職員は兼務で債権管理をしており十分な体制とは言えないが、債権の性格に近い国民健康保険課での事例を参考に要領等のマニュアルを整備し財産調査、差押処分を実施し債権区分を設け効率的債権管理を検討すべきである。また国民健康保険の納付指導員等と協力し、実態調査、自主納付等に連携し対応することが望まれる。</p>	<p>後期高齢者医療保険の保険者は長野県後期高齢者医療広域連合であることから、同広域連合の取扱いに沿った上で、他の構成市町村と整合をとった対応が必要となる。 そのため、市独自で国民健康保険料の取扱いに準じた運用が可能かどうか検討するとともに、保険者である同広域連合に対し構成市町村間において統一した取扱いが行われるよう指導・調整を求める。</p>	<p>保険者から滞納整理については、各市町村が独自の方法にて進めていってよいとの回答を得たことから、滞納整理マニュアルを作成した。</p>	<p>高齢者福祉課</p>
<p>17・後期高齢者医療保険料 ウ 納付指導員の導入の検討【意見】 (報告書298ページ)</p>	<p>長野市における収納率は全国でも高く有効に債権回収を進めているが、過年度分の未収金は毎年増加傾向にある。後期高齢者医療制度は、平成20年度より始まった制度であり、長野県後期高齢者医療広域連合が事業運営の主体である。国民健康保険料は、国民健康保険納付指導員(以下「納付指導員」という。)を置き、嘱託徴収で収納率の向上に貢献している。現在後期高齢者医療保険料の未収金残高は多額ではないが今後の増加傾向を検証した上で、必要と判断した場合は、納付指導員制度の導入を検討されたい。</p>	<p>費用対効果も含め、国民健康保険料の徴収とのバランスも考慮し、納付指導員の導入の検討について平成26年度末を目途に検討する。</p>	<p>保険料収納率の向上は、滞納整理を強化することで行い、当面納付指導員の導入は見送ることとした</p>	<p>高齢者福祉課</p>
<p>18. 介護保険料 ア マニュアルの整備について【意見】 (報告書306ページ)</p>	<p>「長野市介護保険料の滞納者に対する事務処理要領」、「収納事務に関する事務フロー」及び「給付制限に関する事務フロー及び業務内容・業務量等」について滞納に関する手続が定められているが、収納事務について国民健康保険料基本方針と比較すると、滞納整理プロセスにおいて分割納付、執行停止についての手続が定められていない。これらの手続は分割納付による確実な納付と時効の中断に役立ち、諸調査の結果、換価できる財産がなく、納付能力がないと判断される場合の滞納処分の執行停止は効率的な債権管理に欠かせないと判断される。また、滞納処分については「長野市介護保険料の滞納者に対する事務処理要領」において今後他の自治体を踏まえ検討するとしているが、平成24年度において中核市の42市の内25市が滞納処分を実施している。長野市においては滞納処分は実施されていないが、今後滞納処分を実施する上では、滞納処分の要領を具体的に事前に定めることが求められる。</p>	<p>確実な納付と時効の中断に役立たせるために、「国民健康保険料基本方針」を参考に分割納付、執行停止についての手続を「長野市介護保険料の滞納者に対する事務処理要領」に平成26年度中に定める予定である。 また、滞納処分については、他の自治体の動向を把握し、手続き等について、平成26年度末を目途に検討する。</p>	<p>確実な納付と時効の中断に役立たせるために、平成27年4月1日に「介護保険料収納業務基本方針」を定め、分割納付及び執行停止のほか、滞納処分について規定した。</p>	<p>介護保険課</p>
<p>18. 介護保険料 イ 時効の中断について【意見】 (報告書306ページ)</p>	<p>「長野市介護保険料の滞納者に対する事務処理要領」では、介護保険料の徴収権は2年を経過したときは、時効によって消滅するとされ、時効の中断は督促を行った時点で中断し、主に1年以上の滞納者については保険給付の制限等を開始し、時効1ヶ月前に時効通知を発送している。分割納付は納付誓約書によって行われるべきであるが、平成22年度以降の記録はない。時効期間が2年と短いので、時効を中断し確実な納付を図る上でも納付誓約書の提出を求め、それに基づいた分割納付により一部納付させることで債権の回収と時効を中断させる措置を取るべきである。</p>	<p>現在、滞納者に対して分納計画はたてているものの、納付誓約書の提出は義務付けていないため、「国民健康保険料基本方針」を参考に「長野市介護保険料の滞納者に対する事務処理要領」に納付誓約書について平成26年度中に定め、必要な者には納付誓約書の提出を義務付けていく予定である。</p>	<p>平成27年4月1日に「介護保険料収納業務基本方針」を定め、時効を中断させる必要がある場合には、納付誓約書を提出させることとした。</p>	<p>介護保険課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成25年度 包括外部監査 分

指摘事項	当初措置状況 (26年度)	平成27年度の措置状況	担当課	
<p>19. 長野市民病院診療費ア 簿外の債権管理の継続を解消すべきである【意見】(報告書312～313ページ)</p>	<p>公立病院において行われる診療は、平成17年11月21日の最高裁判所において私債権とされた。医療事業課では時効年数経過年度末において、債権回収が困難な事例について、不納欠損処理を行い、翌年から簿外で債権管理している。平成24年度末現在で簿外管理している債権残高は37,794,398円となっている。現在長野市では私債権を議会の承認なく債権放棄できる規定はなく、時効の援用のない債権について不納欠損処理し、簿外で債権管理する方法をそのまま継続して続けることは簿外の債権が増え続け事務の負担を増やし適切ではない。</p> <p>「不納欠損処分は、会計上の処理であり、既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱いであるから、時効により消滅した債権、放棄した債権等についてこれを行うべきである。」(昭和27・6・12行政実例)、「仮に徴収可能な歳入につき誤って不納欠損処理がされ、当該処理に係る不納欠損額を表示した決算について議会の認定がされた場合であっても、復活して徴収することができる。」(水戸地裁平成19・8・8)、実務上の私債権についての不納欠損処分は時効経過後に債務者の時効援用(民法第145条)、自治体としての債権放棄(地方自治法第96条1項10号)、債権者と履行延期の特約を結び(地方自治法施行令第171条の6)、履行延期の特約後10年を経て、議会の議決を経ず弁済の見込みがない場合に免除(地方自治法施行令第171条の7)ができる。簿外で管理している「長野市民病院使用料手数料条例」で定める債権については、現在地方自治法第96条1項10号で定める法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めがないので、適正な徴収努力をしても実質的に徴収の見込みがなく、かつ、債権者の時効の援用が得られない場合は、法的に債権を消滅させるために、「長野市民病院使用料手数料条例」の改正又は新しく債権管理条例で定め法的に債権を消滅させることを検討すべきである。</p>	<p>現在、庁内関係課において、私法上の債権管理に関する条例等について研究を進めており、その進捗状況を踏まえながら、長野市民病院診療費に係る簿外の債権についても対応及び処理を行うこととした。</p>	<p>病院事業会計は平成28年4月に地方独立行政法人長野市民病院へ移行し、病院事業会計の債権は、議決を経てすべて承継することとなった。</p> <p>承継した債権については、地方独立行政法人において、法人の会計規程、債権管理規程に基づき処理される。</p>	<p>医療事業課</p>
<p>19. 長野市民病院診療費イ 事務処理規定を整備すべきである。【意見】(報告書313ページ)</p>	<p>長野市民病院における使用料及び手数料は長野市民病院の指定による管理に関する基本協定書第9条に基づき、長野市民病院の使用料等の徴収及び収納事務を公益財団法人長野市保健医療公社に委託している。そして委託先では未収対策として【入院】【外来】【分割払い】についての回収マニュアルを作成している。</p> <p>債権管理には長野市民病院において「入院診療費のお支払いについて」(様式1)、「入院治療費のお支払いについて」(様式2、死亡退院)、誓約書(様式3)、「治療費のお支払いについて」(督促状①)、「治療費のお支払いについて(2回目)」(督促状②)、未払治療費の督促(3回目)、診療報酬支払督促状(督促状④)の様式が定められ、分納は平成24年度で25人について行われているが、法的手続きは取られていない。</p> <p>履行延期、分割納付、徴収停止、支払督促、訴訟、強制執行等についての事務処理規定は、行政処分も含んでおり包括的に委任するのではなく生活部医療事業課においても事務処理規定を整備すべきである。</p>	<p>履行延期、分割納付、徴収停止、支払督促、訴訟、強制執行等については、行政処分も含むことから、事務処理規定整備に向けて検討していくこととした。</p>	<p>病院事業会計は平成28年4月に地方独立行政法人長野市民病院へ移行する。</p> <p>指定管理は終了し、使用料等の徴収及び収納事務は地方独立行政法人が自ら行うこととなった。</p>	<p>医療事業課</p>
<p>19. 長野市民病院診療費ウ 徴収事務及び収納事務に関する監査を実施されたい。【意見】(報告書313ページ)</p>	<p>長野市民病院の使用料等の徴収及び収納事務取扱委託契約書第7条において「発注者は、本契約の徴収事務及び収納事務において必要に応じて受注者に報告を求め、または関係書類の監査を行うことができる。」とされているが関係者に聴取したところ契約開始時から監査は行われていない。収納事務について定期的に監査し指定管理者の業務を検証することを推奨する。</p>	<p>収納事務の監査については、定期的な実施も含め、委託契約書第7条の規定に基づいた効果的な方法を検討することとした。</p>	<p>長野市民病院の使用料等の徴収及び収納事務取扱委託契約は、病院事業会計の地方独立行政法人長野市民病院への移行に伴い終了することとなった。</p> <p>なお、当該委託契約で扱う債権については法人に承継する権利の一つとして資産評価を行うなかで、監査法人の助言を得ながら確認を行った。</p>	<p>医療事業課</p>
<p>20. 水道料金イ 債権管理マニュアルについて【意見】(報告書326ページ)</p>	<p>長野市における料金関係の検針・料金徴収業務は第一環境株式会社へ委託している。水道料金等納付誓約書の様式は定められているが実施されている件数は調査票から判断すると少ない。</p> <p>給水停止後の履行延期、分割納付、徴収停止、支払督促、訴訟、強制執行等についての事務処理マニュアルを長野市上下水道局において定め明示すべきである。</p>	<p>水道料金の滞納整理については、督促状の発行のほか、納入通知書の発送から2.5か月後に滞滞なく給水停止を実施し、滞納料金を回収している。</p> <p>しかし、水道料金の徴収事務に関して明瞭に文書化したマニュアルはないため、今後、整備を進める。</p>	<p>料金滞納による給水停止と解除の手続き等に関する事務手順書を整備した。</p>	<p>営業課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成25年度

包括外部監査 分

指摘事項		当初措置状況 (26年度)	平成27年度の措置状況	担当課
20. 水道料金 ウ 貸倒引当金の設定について【意見】 (報告書326ページ～327ページ)	<p>地方公営企業の新会計基準への移行に際しては、水道料未収金の評価勘定である貸倒引当金を算定し、資産評価を正しく実施する必要がある。</p> <p>発生後2年経過後に時効が成立したとして不納欠損処理し貸借対照表から除外する会計処理は、実際には公債権のように時効による債権の消滅が成立しているわけではないので、2年経過したからといって自動的に貸借対照表への計上が否定されるものではない。しかし、債務者からの時効の援用を待つ、または議会の議決により債権の放棄を行う手続きは実際に容易ではなく、不納欠損処理後簿外で債権管理を行っている。</p> <p>一方時効の援用や議会の議決により債権の放棄ができないからといって債権を計上し続けることは、貸借対照表が正しく実態を反映しているとはいえない。長野市においても地方公営企業の新会計基準への移行時において水道料未収金債権の評価に関し貸倒引当金を算定して、会計上と法律上の債権処理を整合させ資産評価を適正に実施できるようにする必要がある。</p>	<p>地方自治法の改正に伴い、平成26年度から貸倒引当金の計上が義務付けられたため、平成26年度予算においては、水道料金の回収不能見込額を引当所要額に含め措置した。</p> <p>回収不能の水道料金を不納欠損し、会計帳簿外で管理することによって発生する、財務諸表における未収金の額と法律上有する債権の額の不一致については、庁内関係課における私法上の債権管理に関する研究の進捗状況を踏まえながら、私法上の債権放棄の条理化等を検討していく。</p>	<p>地方公営企業法の改正に伴い、平成26年度から貸倒引当金の計上が義務付けられたため、平成26年度決算においては、水道料金の回収不能見込額を貸倒引当金勘定に計上するよう改めた。</p>	営業課
21. 下水道使用料 イ 債権管理マニュアルについて【意見】 (報告書333ページ)	<p>長野市における料金関係の検針・料金徴収業務は第一環境株式会社へ委託している。執行停止されている件数は調査票から判断すると少ない。未納者の多くは所在不明であり、更に破産・倒産等であり債権の回収が非常に困難な債権管理事務を行うことになる。これらの債権は回収すべき債権と区分し、回収できる債権は、履行延期、分割納付により時効を延長し、滞納処分、財産の差押、交付要求、滞納処分の停止、執行停止、滞納処分できなかった場合の時効による不納欠損と適正な滞納整理事務の流れを整備する必要があり、効率的債権回収を図る上で履行延期、分割納付、執行停止、財産差押等の強制換価手続についての事務処理マニュアルを長野市上下水道局において定め明示すべきである。</p>	<p>下水道使用料の滞納整理については、督促状、催告書の発行、訪問催告のほか、悪質な滞納者に対しては、財産の差し押さえを実施して使用料を回収している。</p> <p>しかし、下水道使用料の徴収事務に関して明瞭に文書化したマニュアルはないため、今後、整備を進める。</p>	<p>下水道使用料の滞納処分に関する事務手順書を整備した。</p>	営業課